

資料 1

奈良県地域防災計画 見直しの概要

平成26年2月5日

奈良県防災会議事務局
(奈良県総務部 知事公室 防災統括室)

奈良県地域防災計画見直しの概要（案）

【見直しの方針等】

「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図ることを目指す。

【見直しの観点】

1 紀伊半島大水害の経験・教訓を踏まえた見直し

住民の命を守るために重要な「住民避難」等について、災害を経験した市町村の取り組みも参考に、実際に役立つ防災計画となるよう、紀伊半島大水害の経験・教訓を踏まえた見直しを行いました。

2 法改正等を踏まえた、大規模広域災害等への対応についての見直し

東日本大震災を踏まえて行われた災害対策基本法の改正、国の防災基本計画の修正、南海トラフ巨大地震に関する国の検討会の検討内容等を踏まえ、大規模広域災害等への対応について見直しを行いました。

【主な見直し内容】

1 住民避難

①避難所・避難ルートの整備・確保等

- ・人命を守るために災害の状況に応じた適切な避難誘導を行えるよう、時間帯を考慮した早めの避難、外出するのが危険な場合の屋内待避（垂直避難等）などについて、新たに記載した。
- ・安全な避難所を確保するため、民間施設の利用や隣接市町村における相互受入体制の検討等を行うことを新たに記載した。
- ・災害の種類に応じた「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る「指定避難所」をそれぞれ区分して指定することを新たに記載した。
- ・住民、自主防災組織等が一体となって防災マップの作成を行うこと等により、避難先や安全な避難ルートを確認することを新たに記載した。

②避難勧告等に関する具体的な発令基準の作成

- ・より具体的かつ実際的な基準となるよう、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情

報等を活用した避難勧告等の発令基準づくりについて、県が市町村の支援を行うことを新たに記載した。

③避難訓練等

- ・災害時に迅速的確な住民避難ができるよう「住民参加型」の避難訓練、避難所開設・運営訓練等を実施することを新たに記載した。

④避難勧告等の住民への伝達等

- ・住民への情報伝達手段の多様化を図るため、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機等のほか、緊急速報メールの活用等の記載を充実させた。
- ・避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知することを新たに記載した。

⑤災害時要援護者の安全確保及び支援

- ・災害時要援護者の迅速な避難を図るため、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者個別避難支援計画」の作成を進めることを新たに記載した。
- ・「災害時要援護者個別避難支援計画」に基づく、避難行動支援者による情報伝達及び避難誘導について新たに記載した。

2 迅速な応急復旧

①初期対応・情報提供・早期の道路啓開

- ・早期災害情報の収集体制の充実を図るため、国土交通省が派遣するリエゾン及びT E C – F O R C E（緊急災害対策派遣隊）との連携やヘリコプターレビュシステムの活用等に関する内容を新たに記載した。
- ・標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に誘導を行うことを新たに記載した。
- ・災害時において迅速な道路啓開を実現するため、情報収集や関係機関との連携、支援要請等の記載内容を充実させた。

②公共施設等の災害予防対策

[災害に強い道づくり]

- ・紀伊半島沿岸部における大震災や、大規模水害等への対応力を高めるうえで、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要であることを新たに記載した。
- ・緊急輸送道路を確保するため、橋梁、トンネル等を対象に道路ストックの総点検を実施し、防災対策の強化を進めることを新たに記載した。

[水害対策]

- ・「総合的な水害防止対策」、「ダムの管理・運用」、「水害への備え」の3つに節を分け、それぞれ総合的なハード対策、ダム対策、ソフト対策についての記載を充実させた。
- ・大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系毎に治水対策及び流域対策を推進することを新たに記載した。

[土砂災害対策]

- ・「大規模土砂災害防止対策」の節を新設し、深層崩壊メカニズムに関する調査・研究や監視・警戒・避難システムの整備について記載した。
- ・国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、深層崩壊をいち早く検知して対応に当たることを新たに記載した。
- ・過去に繰り返し地すべりが発生している「亀の瀬」地区について、「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合の連絡体制を新たに記載した。

[ため池災害対策]

- ・堤体が決壊した場合に周辺地域に被害が予想されるため池について、耐震調査やハザードマップの作成等、対策事業を進める市町村等に対して支援を行うことを新たに記載した。
- ・ため池の管理者に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災連絡体制の整備等の指導を行うことを新たに記載した。

[まちの防災構造強化]

- ・まちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止するため、災害に強い計画的な土地利用や、公共施設及び民間建築物の安全性・防災機能の強化等についての記載を充実させた。

[応急仮設住宅]

- ・大規模災害を踏まえて、近隣府県又は市町村を跨いだ避難者の応急仮設住宅等の確保について、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう関係機関との検討、調整をあらたに追加し記載した。

③災害廃棄物の処理

- ・「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づく市町村等との連携・協働による、広域的な処理体制の整備・充実について新たに記載した。

3 防災関係主体の役割分担と責任の明確化

①学校における防災教育

- ・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における目標を定め、発達段階を考慮し指導することを新たに記載した。
- ・教職員を対象とした専門的な知識・技能の習得及び技能の向上を図ることを新たに記載した。

②教訓の伝承

- ・過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、災害に関連する資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるようにすることを新たに記載した。

③企業防災の促進

- ・災害応急対策または災害復旧に必要な物資等の提供を行う事業所等は、災害時においても事業活動を継続的に実施し、国・県・市町村の実施する防災に関する施策に協力することを新たに記載した。

4 災害初動体制の確立

①組織・体制

- ・災害対策本部体制について、各部局の判断で迅速・的確に対応できるよう、フラット型の組織体系を採用し、事務局、県土マネジメント部及びまちづくり推進局の業務体制を例示した。
- ・台風接近による大雨警報発令時などの警戒体制として、危機管理監を長とする災害警戒本部を新たに設置することとした。
- ・災害時、県から市町村へのリエゾン（災害時緊急連絡員）派遣等により、被害情報の収集体制を強化することを新たに記載した。

②職員の能力向上、意識づけの徹底

- ・災害時の応急対策活動が的確に行えるように、県の各部局は平常時から災害対応マニュアルの見直しや訓練の実施等に努めること、また、職員それぞれが防災や災害対応に関する知識の修得に努めることを新たに記載した。

5 情報伝達手段の確保

①情報伝達手段の迅速・確実な確保

- ・災害時の情報通信途絶を防ぐため、大和路情報ハイウェイの障害時におけるバックアップ回線及び衛星インターネットの整備・運用について新たに記載した。
- ・携帯電話会社の取り組みに関する項目を新設し、災害時における通信手段を確保するため、移動基地局車等の活用による迅速な応急復旧や災害伝言板の活用による安否情報の確認等について記載した。
- ・災害発生時における住民への情報伝達手段として、公共情報コモンズ等の県内普及に向けて、県及び市町村は一緒に検討を進めることを新たに記載した。

②孤立集落対策

- ・「孤立集落対策」の節を新設し、孤立可能性のある地区において、停電や通信途絶に備え、衛星携帯電話等の通信手段の確保や、避難所における非常用発電機の整備等を図ること等を記載した。

6 緊急物資の供給体制の確保

①輸送ルートの確保

- ・災害により道路が途絶した場合に備え、物資の迅速な搬送を確保するため、ヘリコプターの臨時発着場所の再確認について新たに記載した。

②緊急物資の円滑な搬送

- ・災害時に、被災者への円滑な物資供給を行えるよう倉庫協会等の民間施設及び物流事業者等のノウハウを活用することを新たに記載した。

7 支援・受援体制の整備

①支援体制の整備

- ・「支援体制の整備」の節を新設し、県外での大規模災害発生時に「災害支援本部」を設置することを明記した。
- ・県外の被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握することを新たに記載した。
- ・県内全市町村で相互応援協定を締結し、全県的な相互応援体制を整備することを新たに記載した。

②受援体制の整備

- ・受援体制の整備を図るため、災害時に要請する業務の事前整理、応援機関の執務スペース、物資・資機材の集積場所、車両駐車場所やヘリコプターの臨時発着場所の確保等について、新たに記載した。

③医療・救護体制の整備

- ・医療救護本部等の設置及び活動内容について新たに記載するとともに、災害発生直後の急性期に活動するDMA Tの機能、役割及び派遣体制について明記した。
- ・災害拠点病院におけるDMA Tチームの複数整備、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図ることを新たに記載した。
- ・傷病者の広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）の設置に必要な体制を整備することを新たに記載した。

8 南海トラフ巨大地震等広域災害への対応

- ・甚大な被害が想定される近隣府県への支援を行うため、ヘリポート等を併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進めるとともに、備蓄庫・ヘリポート等を備えた県広域防災拠点の整備を図ることを記載した。
- ・国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、県民は1週間分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努めることなどを新たに記載した。
- ・県外就業率・就学率が高い本県の特性を踏まえ、県外で被災した場合の帰宅困難者対策を推進することを新たに記載した。
- ・県外からの観光客向けの緊急避難場所・物資の確保、情報提供等を観光施設、交通機関等と協力して取り組むことなどを新たに記載した。
- ・他府県からの避難者受入に協力することを新たに記載した。

9 原子力災害対策

- ・原子力発電所事故に備え、国、市町村及び原子力事業者等との正確な情報の収集・連絡体制の整備について新たに記載した。
- ・原子力発電所立地県からの避難者受入に協力することを新たに記載した。